

味の素グループ

サトウキビ産業及びコーヒー産業のサプライチェーンに関する

国別人権影響評価：ブラジル

調査報告書

一般社団法人

ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン

2023年2月13日

目次

〈エグゼクティブサマリー〉	3
1. 背景と目的.....	6
2. 調査方法	7
3. 調査結果	9
4. 人権リスクへの対応案（ASSC 社からの提案）	21
5. リモート・インタビュー調査の課題.....	22
6. 参考.....	23

【免責事項】

The Global Alliance for Sustainable Supply Chain（以下、ASSC）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ASSCがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ASSCは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

〈エグゼクティブサマリー〉

(1) 背景・目的

味の素グループは、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえた人権尊重に関するグループポリシー等に基づき、ステークホルダーとの対話・協議や人権に関する専門家との連携を行いながら、人権デュー・ディリジェンスを推進している。味の素グループは、味の素グループが事業展開している国別の人権リスク評価を行った結果、人権リスクの高い国として「タイ」「ブラジル」、人権リスクの高い業種として「食品加工」が特定された。これに基づき、2019年にタイにおける水産加工、鶏肉産業サプライチェーンの人権影響評価を行ったのに続き、今回、2018年人権リスク評価においてタイに次いで高リスク国であったブラジルの人権影響評価を行うこととした。

味の素グループの事業においてブラジルに関係する主な法人としては下記の2社が挙げられる。これら2社における主な原材料の商流は以下に示す通りである。

- 1) 味の素ブラジル社；サンパウロ州内にある4工場において食品、アミノ酸、食品材料等の製造を行っており、サトウキビ及びサトウキビ由来の粗糖を原材料として調達している。
- 2) 味の素 AGF 株式会社；日本においてコーヒー製品の製造・販売を行っており、ブラジルから原料となるコーヒー豆を総合商社を介して日本に輸入し、日本で加工・販売している。

そこで今回、ブラジル全土におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業の人権影響評価を行った。

(2) 実施内容

STEP1；ブラジル全土を対象としたデスクトップ調査およびステークホルダー（NGO、産業団体等）へのリモートインタビュー調査

STEP2；味の素グループ事業の関連地域におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業のサプライチェーン関係者へのインタビュー調査

インタビューは、本来、現地での対面インタビューが望ましいが、Covid-19によるパンデミックのため現地に訪問するのが困難であったため、オンラインでのリモートインタビューを行った（2021年10月～12月に実施）。

(3) 結果

STEP1：デスクトップ調査およびステークホルダーインタビュー調査結果

- サトウキビ産業およびコーヒー豆産業ともに、機械化が進んでいると手作業が減るため、季節労働者の雇用も少なくなり「強制労働・現代奴隷」の人権リスクが低下する。逆に機械化が進んでいない場合、手作業が必要なため季節労働者の雇用も増える。特に弱い立場にある北東部出身の季節労働者を雇用している場合は、人権リスクが高くなる。
- サプライチェーン上の企業の人権侵害を把握するためには、労働省が発行するダーティーリストや企業の CNPJ 番号を入力して調べる仕組みがある。
- ブラジルの法律は厳格であり「児童労働」はほとんどないと思われるが、隠蔽されているリスクの認識も必要。
- 「労働安全衛生」の観点では、ブラジル全土における一般論として農薬や化学肥料の散布作業において個人用保護具が不十分。また、季節労働者などが宿泊する寮・住居、また食事・飲料水の衛生面が劣悪である可能性がある。
- 「環境」の観点では、ブラジル全土における一般論として違法な引水や過剰な農薬や化学肥料の使用により、地域住民の生活用水となる河川へ影響するリスクがある。

STEP2：味の素グループ事業関連地域におけるサトウキビ産業およびコーヒー豆産業のサプライチェーンインタビュー調査結果

- ブラジル国内の厳格な労働法や人権法に基づいている
- 一部の工場・輸出業者や農園は認証制度を取得している
- サトウキビ・コーヒー豆農園では機械化が進んでいる
- 季節労働者を雇用する場合においても人権リスクの高い北東部の出身ではなく近隣の方を直接雇用し、雇用契約を締結している
- 保護具等の提供や研修が適切に行われている
- 認証制度や政府の指針等に沿って農薬や化学肥料を使用している

これらのことから、STEP1で確認されたような「強制労働・現代奴隷」「児童労働」「安全衛生」「環境」の観点でのリスクは低いと考えられた。但し、これらは今回インタビューしたサプライチェーン関係者からのみの結果であることに注意しなければならない。サンパウロ州やミナスジェライス州の工場や農園については、欧米からの要請もあり関連産業団体やNGOによる認証や指導が進んでいると想定されるため、これらの地域での人権リスクが低いと考えられる。「苦情処理」については、工場や農園の食堂等に目安箱の設置をしていることが多いことが分かった。目安箱の設置をすることは非常に大切ではあるが、ビジネスと

人権の指導原則においては救済へのアクセスの実効性向上が求められており、匿名性担保や報復されないための第3者機関のような苦情を受け付ける仕組みは整備されることが今後求められる。

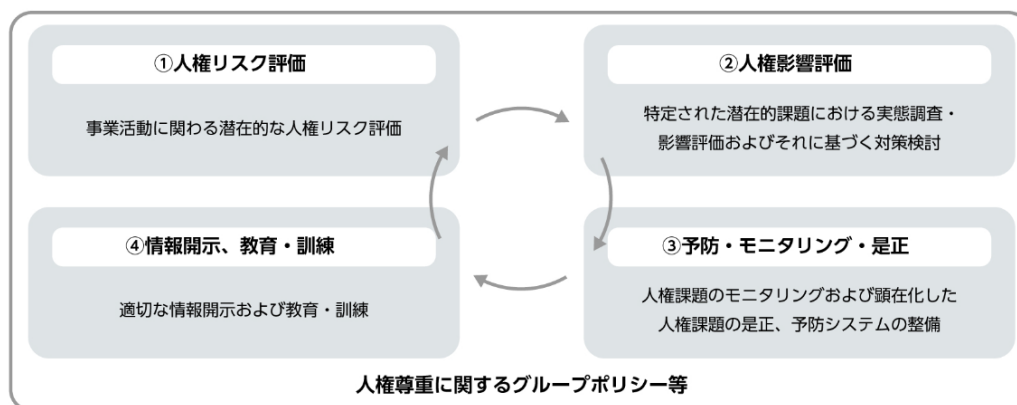
今回のインタビュー調査を踏まえて、味の素本社の対応として、自社が採用しているガイドラインや方針を見直すなど、人権尊重を進める上で不十分な個所を改善するとともに、実施したリスク対応について評価と改善を行い、味の素グループとしての人権デュー・ディリジェンスに関する報告を定期的実施していくことが必要となる。

1. 背景と目的

味の素グループは、人権尊重の取り組みとして、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえた人権尊重に関するグループポリシー等に基づき、ステークホルダーとの対話・協議や人権に関する専門家との連携を行いながら、人権デュー・ディリジェンスの以下の4つのプロセスを推進している（表1）。

- (1) 人権リスク評価
- (2) 人権影響評価
- (3) 予防・モニタリング・是正
- (4) 情報開示、教育・訓練

表1：味の素グループの人権デュー・ディリジェンスプロセス



味の素 G 企業 HP より抜粋¹

人権デュー・ディリジェンスの推進にあたり、味の素グループは2018年に外部の人権専門家と連携し、OECDが2018年5月に発行した「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct」を参照の上、Verisk Maplecroft社人権リスクデータを用いて、味の素グループが事業展開している国別人権リスク評価を行った。その結果、人権リスクの高い国として「タイ」「ブラジル」、人権リスクの高い業種として「食品加工」を特定した。味の素グループは、その人権リスク評価結果を踏まえた人権影響評価として、2019年にタイにおける水産加工、鶏肉産業のサプライチェーンの現場インタビュー調査を行い、タイ政府や業界団体を主導とした取り組みによって、児童労働の問題や移民労働者の労働環境が改善に向かっている一方、苦情処理システムの導入や活用に課題があることを報告している（[タイ国別人権影響評価報告書](#)）。

そこで今回の調査では、2018年人権リスク評価においてタイに次いで高リスク国であったブラジルの国別人権影響評価を行うことを目的としている。

¹ [人権デュー・ディリジェンス | 人権 | ESG・サステナビリティ | 味の素グループ \(ajinomoto.co.jp\)](#)

2. 調査方法

現在、味の素グループのグループ会社の一つである味の素ブラジル社（以下 ABR）ではサンパウロ州内の 4 工場において食品、アミノ酸、食品材料等の製造を行っており、サトウキビ由来の粗糖やサトウキビを原材料として調達している。また、味の素 AGF 株式会社（以下、AGF）ではコーヒー製品に使用する原料としてコーヒー豆を、総合商社を介してブラジルから日本に輸入し、日本で加工し、コーヒー製品を販売している。そこで今回の人権影響評価では、ブラジル全土におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業の人権課題についてデスクトップ調査およびステークホルダー（NGO、産業団体等）へのリモートインタビュー調査を通じて把握し（STEP1）、次いで味の素グループ事業の関連地域におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業のサプライチェーン関係者へのインタビューを通じて実態調査を行った（STEP2）。インタビューは、本来、現地での対面インタビューが望ましいが、Covid-19 によるパンデミックのため現地に訪問するのが困難であったため、オンラインでのリモートインタビューを行った（2021 年 10 月～12 月に実施）。

表 2：ブラジルにおける人権影響評価の進め方

	調査地域	調査方法	インタビュー調査対象
STEP1	<u>ブラジル全土</u>	デスクトップおよびリモートインタビュー	<u>ステークホルダー</u> <ul style="list-style-type: none"> ・人権環境関連 NGO、メディア：3 団体 ・産業団体（サトウキビ、コーヒー豆）：7 団体 ・関係省庁、労働組合等：6 団体 *6.参考（P.23～）にインタビュー先を掲載
STEP2	<u>味の素グループ事業関連地域</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABR 調達サトウキビ：サンパウロ州 ・ AGF 調達コーヒー豆：ミナスジェライス州、サンパウロ州周辺 	リモートインタビュー	<u>味の素グループ関連のサプライチェーン関係者</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABR 役員（調達責任者含む）および従業員：5 名 ・ サトウキビ関連サプライヤー（製糖販売：1 社、製糖工場：3 社、農園：3 件） ・ コーヒー豆関連サプライヤー（総合商社：2 社、輸出業者：2 社、農園：4 件）

今回、一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン（以下、ASSC）*が、味の素㈱より依頼を受け、STEP1, STEP2 の各調査および報告書作成を行った。

*日本における持続可能なサプライチェーンを推進する非政府組織（NGO）

3. 調査結果

(1) STEP1：ブラジル全土におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業のデスクトップ調査およびステークホルダー（NGO、産業団体等）へのリモートインタビュー調査の結果

表3に示すように、2018年に実施した人権リスク評価で挙げられた「現代奴隷・強制労働」「児童労働」「労働安全衛生」に加えて、地域住民の人権にも影響を及ぼす「環境」の観点から整理した。

表3：ブラジル全土の調査結果概要

	デスクトップ調査	NGO、産業団体等へのインタビュー調査
現代奴隷・強制労働	農園が一時的に多大な労働力を必要とする収穫期や手作業のために雇用されるブラジル北東部からの移民労働者（季節労働者）において①仲介業者等に支払う採用手数料の負担による借金を背負わざるを得ない。②若いアフリカ系ブラジル人が労働搾取にされ易い。③労働条件の通知や雇用契約書の締結がされていない場合があり、採現時や雇用条件における差別が発生。	<p><u>InPACT(奴隷労働撲滅のための国家協定機関)へのインタビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サトウキビ：サンパウロ周辺は労働検査局の監査が厳しく機械化が進み、人権侵害起こりにくい。一方、北東部周辺は脆弱な立場の人が多い。 ・コーヒー：一般的に機械化が進んでいる。一方、地形によっては機械化できない場所があり、手作業になり、季節労働者が必要。季節労働者は、北東部等の様々な地域から来ており、それらの人たちは立場が脆弱である。その雇用の基準がしっかりしていない。 <p><u>現代奴隷撲滅検査部門/労働検査局 (DETRAE/SIT：人権担当省) へのインタビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン上企業に人権侵害の有無を確認するための労働省が発行するダーティーリストは、申請すれば、誰でも入手することができる。莫大な罰金や罰則を解消するまで、ダーティーリストから外されることはない。 ・ダーティーリストの中の、CNAEが登録番号であり、CNAEを見ればサトウキビかコーヒーかわかる。コーヒー：0134200、サトウキビ：0113000。

		<ul style="list-style-type: none"> ・企業がサプライチェーン上の人権侵害を確認する方法として、特定の企業や農場の CNPJ という会社の登録番号が分かれば、それをウェブサイトに入力をして、何かしらの労働法違反をしているかどうかを調べることができる。
児童労働	<p>ブラジル北東部において労働に従事している 330 万人の児童・未成年者のうち 56.5%が、サトウキビやコーヒー農園に従事している。ブラジル国内法等の規制により農園での児童労働は近年減少しており今後の動向に注視した事業運営が必要となる。</p>	<p><u>人権 NGO や産業団体へのインタビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルの労働法は厳格であり、児童労働は発生していないとの報告が多数。 <p><u>現代奴隷撲滅検査部門/労働検査局 (DETRAE/SIT：人権担当省) へのインタビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部告発を受けて労働検査局が農園を訪問調査すると児童労働が隠蔽されていたことがある
労働安全衛生	<p>農薬や化学肥料の散布作業において、農園側が個人保護具を準備していないなど労働安全衛生上のリスクが高い。労働安全衛生リスク管理の視点が農園経営者に必要である。</p>	<p><u>労働検査局、人権 NGO へのインタビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルにおける一般論として農薬や化学肥料の散布作業において個人用保護具が不十分。また、移民労働者・季節労働者などが宿泊する寮・住居、また食事・飲料水の衛生面が劣悪である可能性あり。
環境関連	<p>農薬や化学肥料の散布による土壌・水質の汚染が侵攻しており、地域住民の生活を脅かしている可能性がある。また、収益性をあげる為に農地の開墾・開拓が進み、森林破壊や生物多様性の喪失につながっている。地元コミュニティや先住民族が移住を余儀なくされている状況が発生している。</p>	<p><u>環境 NGO や産業団体へのインタビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルにおける一般論として①近隣河川からの違法な農作物への無制限散水により、近隣住民の生活用水を枯渇させる可能性がある。②過剰な農薬や化学肥料の散布により土壌汚染並びに近隣河川への流出が進行し、近隣住民の生活用水を汚染する可能性がある。特にコーヒー生産の主要産地であるミナスジェライス州、サンパウロ州、パラナ州、エスピリットサント州等では農薬・化学肥料の使用が多くリスクが高い。③サトウキビ農

		<p>園においては未だ収穫前のキビ焼きが実施されており、森林破壊や生物多様性の喪失につながるともに、近隣住民へ大気汚染による健康被害を引き起こしている。キビ焼きが行われている場所は、ブラジル北東部、サンパウロ州とマットグロッソ州の一部である。ブラジル北東部の農園の30%がキビ焼きを行っているとの報告あり。</p>
--	--	---

表3に示すように、STEP1のブラジル全土におけるデスクトップ調査やNGO、産業団体等へのインタビュー調査結果から、以下のことがわかった

- サトウキビ産業およびコーヒー豆産業ともに、機械化が進んでいると手作業が減るため、季節労働者の雇用も少なくなり「強制労働・現代奴隷」の人権リスクが低下する。逆に機械化が進んでいない場合、手作業が必要なため季節労働者の雇用も増える。特に弱い立場にある北東部出身の季節労働者を雇用している場合は、人権リスクが高くなる。
- サプライチェーン上の企業の人権侵害を把握するためには、労働省が発行するデータベースや企業のCNPJ番号を入力して調べる仕組みがある。
- ブラジルの法律は厳格であり「児童労働」はほとんどないと思われるが、隠蔽されているリスクの認識も必要。
- 「労働安全衛生」の観点では、ブラジル全土における一般論として農薬や化学肥料の散布作業において個人用保護具が不十分。また、季節労働者などが宿泊する寮・住居、また食事・飲料水の衛生面が劣悪である可能性がある。
- 「環境」の観点では、ブラジル全土における一般論として違法な引水や過剰な農薬や化学肥料の使用により、地域住民の生活用水となる河川へ影響するリスクがある。

(2) STEP 2：ABR 事業関連地域（サンパウロ州）および AGF コーヒー豆調達地域（ミナスジェライス州、サンパウロ州周辺）のサプライチェーン関係者へのインタビュー結果

表 4 に示すように、「現代奴隷・強制労働」「児童労働」「労働安全衛生」「環境」に加え、「苦情処理メカニズム」の観点で整理した。表 4-1 には、ABR 関係者および ABR 事業関連地域（サンパウロ州）におけるサトウキビ産業のサプライチェーン関係者へのインタビュー調査の結果を示し、表 4-2 には、総合商社関係者および AGF コーヒー豆調達地域（ミナスジェライス州、サンパウロ州）におけるコーヒー産業のサプライチェーン関係者へのインタビュー調査の結果概要を示した。

表 4-1：ABR 関係者および ABR 事業関連地域（サンパウロ州）におけるサトウキビ産業のサプライチェーン関係者へのインタビュー調査の結果概要

<p>ブラジル 味の素 (ABR)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・味の素グループがグローバルで推進している方針（味の素グループポリシー：AGP）に基づきサステナビリティ・プログラムを確立し、工場やサプライチェーンに展開している。①CO2 排出量、水消費量、食品ロス、プラスチック廃棄物、固形廃棄物などの環境影響の削減に関する社内での取り組み、②再生可能エネルギーの使用、③人権や労働者の権利を含めた、原材料調達のサステナビリティを推進している。 ・AGP の人権尊重に関するグループポリシー、サプライヤー取引に関するグループポリシーについて、ABR においても展開しており、従業員に対する浸透が図られている。人権に関連する問題は、従業員や取引先、委託会社から吸い上げた意見を分析し常時対応を行っている。また ABR の中にある AGP 委員会の四半期会議で取り上げられ議論している。 ・ABR では、全てのマネージャーとスーパーバイザーに対して児童労働、強制労働を含む人権に関するトレーニングを提供している。また厳格なコンプライアンス方針を定めており、従業員に対して継続してトレーニングを実施している。 ・ABR では、工場において多くの労働者が COVID-19 の感染のため隔離が必要となり、その他残った労働者に負担がかからないようにするために短期で労働者を雇用した。このように短期労働者の雇用が必要な場合、ブラジル味の素はブラジルの法律に厳密に従っている。 ・2016 年に SMETA 監査を 1 工場で開始し、2019 年には全ての工場が SMETA による同じ監査実施している。2022 年に建設された新たな工場においても、他の工場と同様に SMETA 監査を実施した。 ・全ての従業員は労働組合への参加は自由であり、結社の自由と団体交渉を行うことができる。
-------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・各工場での苦情処理メカニズムとして、「業務請負企業が使用することができる意見箱（AGP ボックス）」「輸送会社のドライバー、第三者サービスプロバイダーの労働者から受け付けるための意見箱の工場正門への設置」「汚職を報告するためのコンプライアンスチャンネル」「Web サイトでの報告チャンネル」「日本へ直接報告を行うチャンネル」があり、サプライヤーからの電子メールでの受け付けができるようになっている。 ・サプライヤーに対しては、品質、環境、安全衛生、人権に関するトピックについて、定期的に品質保証活動を実施している。サプライヤー全体を意識した苦情処理メカニズムはない。 ・農園向けの研修プログラムとして、安全衛生、人権、味の素グループ方針に関連する側面を考慮して、農園とワークショップを行っている。ブラジルの規制に則って農場で農薬や化学肥料を使用しており、農園レベルでの環境問題は特に問題ない。 ・アミノ酸製品を製造する際に、サトウキビの糖分を発酵させ、アミノ酸を取り出したあとの多くの栄養分を含んだ液体肥料を、サンパウロ州やミナスジェライス州のサトウキビ、コーヒー、果物等の農園に販売を行っている。この液体肥料を使うことで、品質が向上したり、実が大きくなったりする。
製糖販売会社 A	<ul style="list-style-type: none"> ・提携している製糖工場からエタノールと製糖を購入し、販売している。 ・提携先の 34 工場中 8 工場でボンスクロ認証を取得。ABR への納入製品は認証品。他の 26 工場についてもボンスクロ認証の取得に向けて準備をしている。 ・自社の部門内にサステナビリティの担当部門を設置し、人権環境目標も設定。ボンスクロ認証を取得している工場は、認証に準ずる人権取組が行われている。認証取得していない工場においても、厳しいブラジル労働法に準じた人権取組がなされている。 ・サトウキビ農園は 95%機械化が進んでいる。 ・自社内に苦情処理を受け付ける仕組みを持っている。工場においては、ホットラインと目安箱を設置。 ・組合加入は、個人の自由に任せている。
製糖工場 B	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 110 名程度で、そのうち季節労働者は 30 名。全員地元から通勤している。季節労働者とは、ブラジルの労働法に沿って必ず雇用契約書を締結している。 ・仕入れ先のサトウキビ農家は 100%機械化している。 ・工場には、苦情処理メカニズムを設置しては不在だが、労働組合に電話をして苦情を伝えることができる。サプライヤーである農園の労働者は、農村組

	<p>合に入っているのので、WhatsApp という携帯電話のアプリで農村組合に伝えることができる。</p>
<p>製糖工場 兼サトウ キビ農園 運営 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 120 人程度で、その内の 40 人～50 人は季節労働者。季節労働者は、工場がある小さな町（1 万 7 千人）から雇用している。季節労働者は、労働契約書を交わしている。 ・サンパウロ州は労働省の監査があり、非常に厳しく取り締まっている。 ・社内にセキュリティチームがあり農園労働者への研修を行っている。怪我などの災害は、研修を十分に実施しているので、発生していない。 ・女性が多く、セクシャルハラスメントなどは発生しているので、それらを受付ける内部告発の仕組みがある。意見箱があり、苦情や相談など受け付けている。
<p>製糖工場 兼サトウ キビ農園 運営 D</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 750 人おり、繁忙期に季節労働者を 250 名程度近隣地域から雇っている。季節労働者とは、D社が直接雇用契約を交わし、ブラジル省庁に登録されている。仲介人材会社は経由していない。 ・工場と農園において、従業員は省庁の定めた人権や労働安全のルールに則って従事している。日差しが強いことを受けて、UVカットクリームを労働者に提供することや、作業服、手袋、長靴など、個人用保護具についても提供している。農薬や化学肥料を取り扱うときには、特殊な保護具も提供している。 ・労働組合には労働者全員が加入している ・工場の中には苦情や改善点を入れる箱がある。サトウキビ農園についても同様に箱があり、苦情などを受け付けており、農園の中心部のところにも要求や苦情改善点を入れる箱がある。「社員食堂を作ってほしい」「仕事活動外、内部の新聞を作ってほしい」「他の工場の情報を知りたい」などであり、クレームは上がっていない。 ・グローバルな有名飲料メーカーが促している FSSC2200 認証を取得している。
<p>サトウキビ 農家 E</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 20 人で、全て正社員。季節労働者はいない。農作業が機械化されているので、人数が少ない。 ・農薬の散布にはブラジル保健省で定めている基準があり、従っている。農薬の使用の際には、全ての防護用品、手袋、長靴、ゴーグル、防護服を提供している。技術的なコンサルタントもおり、専門家によって監査されている。 ・労働者は、年 1 回の健康診断を受診している。 ・労働者は、全て労働組合に加盟している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理メカニズムとしては、食堂にポストを設置しているが、苦情はほとんど出ていない。
サトウキビ農家 F	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、30 名程度で、季節労働者が 15 名程度。季節労働者含め近隣から通勤している。収穫は機械化が進んでいる。 ・適切な保護具の着用等の労働安全と農薬の使用について従業員向けセミナーを実施。 ・今までは労働組合に加入しなければならなかったが、昨年の労働法の改正で、労働者の組合への加盟は自由になっている。その関係もあるのか、この地域の労働組合は消滅している。この農園の労働者は労働組合に加盟していない。 ・環境保護に努める重要性を感じている。近隣の川や水の汚染に気を使っている。 ・ホットラインや意見箱などはない。労働者とは直接話をしており、家族の一員として扱っている。

表 4-2：総合商社関係者および AGF コーヒー豆調達地域（ミナスジェライス州、サンパウロ州）におけるコーヒー産業のサプライチェーン関係者へのインタビュー調査の結果概要

総合商社 A	<ul style="list-style-type: none"> ・全社として「持続可能なサプライチェーン取組方針」を策定・公表し、全一次サプライヤーに同方針の周知徹底を行っている。コーヒー調達に関しても全一次サプライヤーに送付している。 ・外部専門家を起用し、国際基準と国際労働規範等のツールを利用し、人権リスク評価を実施。その結果、商品×地域の組み合わせで、潜在的に人権リスクが生じる可能性が高い分野を「高リスク分野」として特定し、重点的に人権リスクにつき管理している。ブラジルのコーヒーも当該「高リスク分野」に位置付けられている。 ・高リスク分野の主要サプライヤーに全社で統一したアンケートを調査実施。2020 年にコーヒー事業に於いては調達先上位 10 社に実施、内、ブラジルの 5 社の輸出業者から回答を得ている。2022 年には子会社のブラジル輸出業者の調達先上位 10 農家・農協に実施、全社から回答を得ている。何れも回答を分析した結果、懸念・追加対応が必要な取引先はいなかった。今後分析結果に応じて是正を提案、その上でまたサプライヤー調査を行い、改善を求めるといった PDCA を回していくことが理想。 ・アンケート調査の内容は取組方針への理解の有無、人権関連・労働安全衛生等に関連する取組実施の有無、サプライヤー企業の人権方針作成の有無、公開の有無、管理者の有無等。
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・2014 年度以降人権問題や環境問題のリスクが高い分野につき、サプライヤーを訪問して実態を調査する現地訪問調査を実施している。初年度(2014 年度)はコーヒーが調査対象で、ブラジルのサプライヤー（農園 2 か所と農協）に対して、社外専門家と訪問調査を実施。その際に人権、労働環境、環境の 3 つのテーマで調査を実施したが、結果として大きな問題は見つからなかった。 ・ブラジルからのコーヒー調達に関して、他国と比較すると大規模農園が比較的多く、生産者である農園と直接契約するケースがある。農園から直接調達しているコーヒーについては直接コミュニケーションが取れるのでサプライチェーンマネジメントは行いやすい。一方、直接契約ではないトレーサビリティが確保し難い場合のリスク把握が課題と認識している ・トレーサビリティが確保し難い場合でも、一次サプライヤーに商社 A の取り組みと同様の取り組みを実践してもらうことで、一次サプライヤー経由サプライチェーン上の人権リスクの低減を図っている。また、商社 A が取引を行っている輸出業者の多くは独自の Code Of Conduct を所有しており、その中で人権尊重が謳われていたり、独自のサプライチェーンマネジメントを行ったりしているケースを商社 A にて把握している。 ・2004 年以降、ブラジル労働検査局が発行しているダーティー・リストに掲載されている農園との取引が無いか確認したことがある。
総合商社 B	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ調査は連結子会社 400 社の内、潜在的リスクがあると考えられる 200 社に環境・社会・労働安全に関する書面、訪問調査を実施している。コロナの状況にもよるが、訪問調査をより多く実施する予定である。 ・一次サプライヤーへの働きかけとして、商社 B の人権基本方針とサプライチェーンにおけるサステナビリティ基本方針を取引先 2590 社に通知している。今後、事業会社にも働きかける予定である。リスクの高い商材を特定し調査を行う予定。 ・人権 DD の実施については、人権方針の策定、サステナビリティ基本方針の改訂を行った上で、継続的に新規事業者における人権 DD 実施、連結子会社への調査を通じた既存事業の人権 DD 実施の実施を予定している。 ・コーヒーの原材料調達において、世界中の全サプライヤー（買い先の企業、農園）に対し、2017 年に Basic Supply Chain CSR Policy (CODE SEVEN)を確認、署名を頂いた。2 番目の項目に Respect for Human Rights がある。取引先は各国の輸出業者が中心だが、大規模農園と直接取引をしている場合は、農園との確認を実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルは大農園が比較的多いため、サプライチェーンをたどりやすい。ブラジルで取引のある輸出業者は 10-15 社、そのうち大規模農園は 7-8 社ほど。農園はミナスジェライス州南ミナス、サンパウロ州モジアナ、一部セラードエリアにある。サプライヤーは固定しており、取引する業者を選定して自信をもって取引できるところを取引先としている。 ・生産農園の人権・労働・環境に関して、セラード地区は大規模の企業体で機械化されている所が多く、南ミナスは機械化がされていない可能性がある。 ・Covid-19 によるパンデミック以前においては、輸出業者のサプライチェーン上の農園にも訪問し、CODE SEVEN について口頭確認、目視確認、ヒアリング調査を行っていた。過剰労働、給与の未払い、契約条件の問題が多いと感じることはあったが、児童労働の問題はなさそうであった。尚、全農園を訪問することは、数が多く難しいと考えている。 ・輸出業者には、人権、労働の問題がある農園からの調達は実施しないでほしいと継続的に伝えてきている。現在のところ課題が発見されることがなく、改善依頼をする必要がないと考えている。
<p>コーヒー豆輸出業者 C (精選倉庫)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としては 250 人の従業員がおり、合計で 3 つの倉庫がある。季節労働者はいない。 ・米国への輸出をしていることから、法律だけでなく米国 FDA のガイドラインプロトコルに則って労働安全衛生管理を行っている。社内独自の安全計画もあり、毎週従業員を集めて講習会をおこない、労働安全リスクを防ぐことができている。 ・労働組合への加入は自由であり、会社としては関与していない。労働者の労働組合への加入率は現状 5~10% である。労働法改正から、労働組合の加盟が強制でなくなったので、加入数が少なくなった。 ・苦情処理メカニズムは現時点で設置していない。 ・4 C、UTZ、Rainforest Alliance の認証を持っている。また追跡システムの監査を設けている。グローバルで有名なコーヒー関連企業の独自の認定を受けており、毎年監査を受けている。輸出業者 C が仕入れているコーヒー豆の 5 割は認証品である。 ・ブラジルは伝票の適正な整備の実施を企業に促す国であるので、伝票の適正な発行を取引要件としている。ブラジルの労働法は厳しく、その査察が行われている。輸出業者 C にはエシックコードがあり、全ての農家に配布。エシックコードの中に人権尊重が含まれている。 ・AGF に納入しているコーヒー豆に関係している生産農家は 1500~2000 件ある。協同組合から仕入れる場合には納入している農家を特定するのは難

	<p>しい。また協同組合を通さずに輸出業者 C が直接仕入れている農家については、データが全てあり、トレーサビリティが取れている。</p>
<p>コーヒー 豆輸出業者 D (協同組合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出業者 D は、協同組合であり、16,000 農家がメンバーで、50%以上が小農家（輸出業者 D 社での小農家の定義：28 ヘクタール以下）。南ジェライスやセラード地区などをカバー。 ・D 社従業員は、労働組合を通じて団体交渉や結社の自由も確保されている。 ・D 社従業員の苦情が吸い上げられて、輸出業者 D が対応する仕組みがある。 ・メンバー農家は全て収穫時に機械で収穫をしている。小農家であっても小さな機械を使用して収穫をしている。労働環境上での手摘みによる劣悪な労働環境はほとんどない。 ・農家の支援として、農薬や化学肥料、そして機械の使用方法に関する研修を実施。個人用保護具についても、輸出業者 D より提供している。 ・メンバーの農家を毎日モニタリングしており、何か問題があれば、その対処をしている。例えば、メンバーの農家では、1 年に 15～20 の農家が、ダーティーリストに入り、それ以外の人権にかかわる問題も発生している。そのような農家に対して改善依頼し、その農家の人権状況が改善しなければ、その農家をメンバーから除外する場合もある。これら農家での人権問題として一番多いのは、労働環境が悪いということ、また農家が労働者に住宅を提供しないということである。 ・メンバーの農家で、収穫時の人手不足を補うために、ブラジルの国内の別の地域からの季節労働者の雇用が行われている。輸出業者 D は、協同組合であるので、メンバーの農家に対して労働者を雇用するサポートや、その労働者の管理に関することはサービスとしては提供していない。
<p>コーヒー 農園 E (ミナス ジェイラス州)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は 70 名程度で、収穫期において近隣から季節労働者を 40 名程度雇用している。北東部からの移民はいない。ブラジル労働省の法律に 100% 従っている。 ・従業員に対して農園 E の方針を 1 週間かけて研修を実施している。 ・コーヒー農園に特化した労働組合の有無は把握できていないが、地域の協同組合や協会がある。労働組合については、様々な産業からの労働者が入っている。 ・農園 E では、労働者やサービス提供者、訪問者からフィードバックや意見、不満などを受け付ける意見箱を設置している。携帯電話、Website、そして、ホットラインで受け付ける仕組みがある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年からUTZ認証、2011年から Rainforest Alliance 認証を取得している。 ・ビジネスパートナー向けの、人権と環境に関する指示と手順を定義し、サプライヤーへガイダンス実施。 ・世界的に化学肥料の環境影響が懸念される中、農園 E では、Rainforest Alliance のプロトコルに従って、注意深く農薬・化学肥料を使用している。 ・世界的に水資源の重要性が高まっていて、政府から水の使用量は決められている中、農園 E はそれに従っている。 ・コンポストや他の有機肥料を使用していたが、5年前から一部の農園で ABR 社の液体肥料 AJIFOL®を使用している。
<p>コーヒー農園 F (ミナスジェイラス州)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は正社員 4 名で、収穫期は稀に近隣から季節労働者を 1 名雇用している。直接雇用契約書を交わして、金額についても雇用契約書に記載し、給与支払いを行っている。 ・農作業は機械化されている。個人用保護具を提供し、安全研修も実施。 ・農薬や化学肥料を使用しているが、散布する際には立入禁止の標示をする等安全面への配慮している。 ・農薬については、生物学的な評価に基づいて、どの農薬がどれくらい必要か分析した上でレシビを設定し、散布している。
<p>コーヒー農園 G (ミナスジェイラス州)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5人家族(子供3人)で経営しているコーヒー農家(12ヘクタール)。 ・収穫期には、機械を借りている。季節労働者の雇用はしていない。 ・2か月前から ABR 社の液体肥料 AJIFOL®を使用し始めた。使用理由と目的は、農業技術者から勧められたこと、地球への負の影響を減らすこと。 ・始まったばかりで効果はわからないが、外観はきれいに農作物が育っているように感じている。土壌が改善されて農家にとって大きい経済的リターンが生まれるとよい。
<p>コーヒー農園 H (サンパウロ州周辺)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ABR 社の液体肥料 (AMINORGAN®, AJIFOL®, AMINO PLUS®) を使用しているコーヒー農園 ・土壌のバランスを保つため、コーヒー農園の 10~20%の敷地で使用している。 ・11年前から使用し、費用も適度で、安全性と効果を感じている。効果については、収穫および寒波や雹が降った後等のストレスがかかった時期に液体肥料を散布することで作物が回復される。 ・液体肥料の使用により、収穫量の違いを感じており、経験から 5~10%は増加していると感じている。有機質肥料を使用することでの品質の違いはある。これは実の大きさ、形、病気への耐性を強くする。また品質が良くなることで販売価格も違い高く販売される。

	<p>・環境への影響については、化学肥料の使用量を減らし、有機質肥料を使用することで、近隣の河川への化学物質の汚染はなくなるとともに、安全衛生面で、労働者への健康被害も低減されていると思われる。</p>
--	---

表 4-1、表 4-2 に示すように SETP2 インタビュー結果概要から、味の素グループ事業関連地域におけるサトウキビ産業およびコーヒー豆産業のサプライチェーンの状況について、以下のことがわかった。

- ブラジル国内の厳格な労働法や人権法に基づいている
- 一部の工場・輸出業者や農園は認証制度を取得している
- サトウキビ・コーヒー豆農園では機械化が進んでいる
- 季節労働者を雇用する場合においても人権リスクの高い北東部の出身ではなく近隣の方を直接雇用し、雇用契約を締結している
- 保護具等の提供や研修が適切に行われている
- 認証制度や政府の指針等に沿って農薬や化学肥料を使用している

これらのことから、STEP 1 で確認されたような「強制労働・現代奴隷」「児童労働」「安全衛生」「環境」の観点でのリスクは低いと考えられた。但し、これらは今回インタビューしたサプライチェーン関係者からのみの結果であることに注意しなければならない。サンパウロ州やミナスジェライス州の工場や農園については、欧米からの要請もあり関連産業団体や NGO による認証や指導が進んでいると想定されるため、これらの地域での人権リスクが低いと考えられる。「苦情処理」については、工場や農園の食堂等に目安箱の設置をしていることが多いことが分かった。目安箱の設置をすることは非常に大切ではあるが、ビジネスと人権の指導原則においては救済へのアクセスの実効性向上が求められており、匿名性担保や報復されないための第 3 者機関のような苦情を受け付ける仕組みは整備されることが今後求められる。

また、今回のインタビューにおいて ABR 社が販売している液体肥料（AMINORGAN[®]、AJIFOL[®]、AMINO PLUS[®]）を使用しているいくつかのコーヒー農園から収穫量の違い、品質が改善していること、ストレス耐性が向上していることが確認できた。また、農薬や化学肥料の使用量を減らすことができる可能性があるため、労働者の健康被害及び土壌・水質汚染などの環境への負の影響を減少させるための対応をすることができると思われる。

4. 人権リスクへの対応案（ASSC 社からの提案）

STEP1 で実施したブラジル全土におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業の人権課題についてデスクトップ調査およびステークホルダー（NGO、産業団体等）へのリモートインタビュー調査およびSTEP 2 で実施した味の素グループ事業の関連地域におけるサトウキビ産業およびコーヒー産業のサプライチェーン関係者へのインタビュー結果を踏まえ、リスク軽減の取り組みを支援すべく、以下の点について提案する。

- ① 今回の調査を通じて工場や農園の食堂等に目安箱の設置が多くみられた。ビジネスと人権の指導原則においては救済へのアクセスの実効性向上が求められており、匿名性担保や報復されないための第3者機関のような苦情を受け付ける仕組みを味の素社として今後整備していく努力を行う
- ② 品質保証の観点も含め、トレーサビリティを向上させる努力を行う。
- ③ トレーサビリティを確立の上、サプライヤーの企業や農園がブラジル労働省のダーティ・リストに掲載されていないことを確認する。
https://www.gov.br/trabalho-e-previdencia/pt-br/composicao/orgaos-especificos/secretaria-de-trabalho/inspecao/areas-de-atuacao/cadastro_de_empregadores.pdf
- ④ トレーサビリティを確立の上、サプライヤーの企業や農園の CNPJ という登録番号を確認し、労働違反の相談に関する以下サイトにて労働違反の有無を確認する。
<http://cdcit.mte.gov.br/inter/cdcit/emitir.seam>
- ⑤ 今回のような人権影響評価を定期的実施し（可能であれば現場での対面インタビュー）、サプライチェーン関係者の人権尊重に関する取り組みの意識向上や実践促進を通じて人権リスクの軽減に努める。
- ⑥ 新たな調達取引を行う場合、調達予定地域の人権リスクが高くないことを確認する。

今回のインタビュー調査を踏まえて、味の素本社の対応として、自社が採用しているガイドラインや方針を見直すなど、人権尊重を進める上で不十分な個所を改善するとともに、実施したリスク対応について評価と改善を行い、味の素グループとしての人権デュー・ディリジェンスに関する報告を定期的実施していくことが必要となる。

5. リモート・インタビュー調査の課題

リモートによるオンライン・インタビューは、画面でお互いの顔を見て話すことができるので、コミュニケーション上の問題はなかった。またオンラインによる接続の問題も懸念されたが、接続状態にはほとんど問題は発生せず、聞き取りに問題なかった。

しかしリモート調査であるので、ブラジル現地のサトウキビ農園や製糖工場、またコーヒー農園や精選倉庫などを訪問するなどで、現地で感じられる雰囲気や労働者の状態などを観察することはできないデメリットもある。

一方、ブラジル現地を訪問するとなると、限られた滞在期間の中でのインタビュー設定となり、インタビューを実施するステークホルダーも限定されるが、リモートによるオンライン・インタビューは、滞在期間などには限定されずに多くのインタビューの設定ができるというメリットがあった。

オンラインによるサプライチェーン関係者に対するインタビューの実施状況



6. 参考

ステークホルダーインタビュー先

◆人権環境関連 NGO、メディア：3 団体

- ✓ ソリダリダード・ブラジル：ソリダリダード（1969 年創立）はオランダに本部を置く国際 NGO であり、全世界 41 か国・8 つの地域センターで、公的機関や企業、市民社会団体と協力して、小農を支援する取り組みを行っている。
- ✓ Imafloa：ブラジル全土で事業を展開し、環境の保全に貢献するとともに、農村および森林労働者、先住民、農園などの人達の生活の質の改善および維持を行う環境 NGO。
- ✓ ブラジルレポーター：人々と労働者の基本的権利の侵害に関する反省と行動を促進することを目的として、ジャーナリスト、社会学者、教育者によって 2001 年に設立された団体である。

◆産業団体（サトウキビ、コーヒー豆）：7 団体

- ✓ SOCICANA：ガウリバサトウキビサプライヤー協会。サンパウロの内部にある Guariba に本社を置き、サトウキビ生産者の代表機関として設立された非営利の市民社会である。1,216 人のメンバーが活動し、本社から半径 100 キロ以内に集中している。
- ✓ ASSOBARI：バリリ地域サトウキビサプライヤー協会
サトウキビ供給業者を結集するという共通の理想を持つ農園のグループによって設立された協会である。
- ✓ UNICA (Brazilian Sugarcane Industry Association)：ブラジルサトウキビ産業協会
ブラジルの中央南部地域で砂糖、エタノール等を生産する幅広い企業グループの産業団体である。
- ✓ ボンスクロ・ブラジル：サトウキビの世界的な持続可能性プラットフォームと認証スタンダードを持つ。
- ✓ ABAG (Brazilian Agribusiness Association)：ブラジル・アグリ・ビジネス協会は、持続可能な開発を基本として、ブラジルのアグリビジネスを推進する団体
- ✓ COOABRIEL (Cooperativa Agrária dos Cafeicultores de São Gabriel)：エスピリットサント州にあるブラジルで最大のコニロンコーヒー協同組合
- ✓ レインフォレストアライアンス・ブラジル：レインフォレスト・アライアンスは、国際的な非営利団体として 1987 年に設立、その活動は世界 70 カ国以上に及んでいる。地球環境保護と人々の持続可能な生活を確保することを使命とし、森林や生態系の保護、土壌や水資源の保全、労働環境の向上や生活保障など、厳しい基準を満たした農園にのみ「レインフォレスト・アライアンス認証」が与えられる。

◆関係省庁、労働組合等：6 団体

- ✓ ブラジル現代奴隷撲滅検査部門/労働検査局 DETRAE/SIT：Sub-Secretariat of Labor Inspection within Ministry of Labor

- ✓ 奴隷労働撲滅のための国家協定機関（InPACTO）：ブラジルのサプライチェーンにおける奴隷労働の防止と根絶を促進している団体。
- ✓ COAMA : Environmental Operations Support Center 環境運用サポートセンターは、ミナスジェライス州検察庁内にある環境に関する機関。
- ✓ アララスとレジアオクの農村正社員労働組合（Sindicato dos Empregados Rurais Assalariados de Araras e Região）：農業者の労働組合
- ✓ CONTAR：全国農村労働者連盟で、本部はブラジルの首都ブラジリア市にある。この団体は、ブラジルのすべての地域で、関連する多くの労働者連盟と組合との関係を持っている。
- ✓ FETAEMG：ミナスジェライス州を本拠地とする農業労働者連盟（コーヒーエリアに強い）